

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年4月25日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平

1 当該招請の主旨

本業務については、気象庁本庁に設置している降水粒子精密観測装置(以下、本装置という。)の移設及び取付調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本装置の構造、動作に関する十分な知識を有している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 降水粒子精密観測装置の移設及び取付調整

(2) 業務内容 降水粒子精密観測装置の移設及び取付調整

(3) 履行期限 平成30年7月31日(火)

3 業務目的

本業務は、沖縄地方にて二重偏波気象レーダーの品質向上に係る開発に不可欠な地上観測データを取得するため、気象庁本庁に設置している降水粒子精密観測装置を沖縄気象台に移設することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

降水粒子精密観測装置は、二重偏波気象レーダーの観測データ品質の向上に係る開発において基礎的役割を担う重要な観測装置である。本装置の構造、動作に関する十分な情報を持ち、機能を維持しつつ移設及び取付調整を行い、履行期限までに本業務を実施する技

術を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(5) 業務実績に関する要件

本装置の移設作業を安全に行い、移設先にて撤去前の設置状況を復元するため、本装置を構成する機器の動作、構造、取り扱い方法について精通し、同種の装置の移設についての十分な実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 秤谷 芳典

電話 03-3212-8341 (内線 2577) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年4月25日から平成30年5月15日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年5月16日 17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。